

東京都葛飾区②

1. 事業内容

担当課等	商工振興課工業振興係 TEL : 03-3838-5587 FAX : 03-3838-5551
助成事業名	新製品・新技術開発補助

2. 助成事業の内容

助成対象者	<p><一般企業支援></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中小企業基本法第2条に規定する製造業を営む中小企業であること。 ② 区内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる企業であること。 (ただし、区内で創業した創業1年未満の企業についてはこの要件を必要としない。) ③ 前年度の法人住民税または特別区民税を滞納していないこと。 ④ 研究開発に係る事業を計画的に行っていること。 ⑤ グループで申し込む場合は、全ての企業が上記①から④の要件を満たしていること。なお、グループ内に区内に主たる事業所を有さない企業がある場合は、その構成比を1/2以下とすること。 <p><起業家支援></p> <p>上記<一般企業支援>の要件に加え、創業5年未満の企業であること。</p> <p><産学連携支援></p> <p>上記<一般企業支援>の要件に加え、学校教育法に定める大学及び研究所その他の研究施設と研究又は開発の基礎となる相談、技術指導、技術援助等による連携をとり補助対象事業を行うこと。</p>
助成内容	<p>◆補助対象事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 従来品と比較し性能、品質、付加価値が著しく向上している新製品の研究又は開発 ② 機械、器具又は装置の省力化、高性能化又は自動化のための技術の研究又は開発 <p>◆補助対象経費</p> <p>各年4月1日から翌年2月末日の期間中、補助対象事業に支出する次の経費を対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研究又は開発に係る原材料及び副資材の購入に要する経費 ② 研究又は開発に係る機械装置の購入又は借入れに要する経費 ③ 研究又は開発に係る工具・器具の購入に要する経費 ④ 研究又は開発に係る外注加工に要する経費 ⑤ 研究又は開発に必要な一部委託に要する経費 ⑥ 研究又は開発に係る工業所有権の導入に要する経費 ⑦ 研究又は開発に係る技術指導の受入れに要する経費 ⑧ 大学等に対し支払う連携に要する経費 <p>◆補助の制限</p> <p>次の場合は本補助金を交付することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金を受けようとする新製品・新技術開発に関する研究開発に対し、国又は他の地方自治体から同一趣旨の製品・技術等に係る研究開発に補助を受けた場合 ・本補助を受けようとする対象が、葛飾区知的所有権取得費補助金事業による補助対象として認定された場合 ・本補助を受けたことがある企業、又はその企業を含むグループが、補助金の交付を受けた年度及びその翌年度に本補助金を受けようとする場合
助成期間	・会計年度内
助成金額、補助率	<p><一般企業支援></p> <p>補助金の額は、予算の範囲内で以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/2以内とし、100万円を超えない額 (千円未満は切り捨て) <p><起業家支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の2/3以内とし、150万円を超えない額 (千円未満は切り捨て) <p><産学連携支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/2以内とし、150万円を超えない額 (千円未満は切り捨て)
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・各年4月1日から6月末まで（2011年は6月30日締切）
審査（選考）方法	(1)書類及び面接審査 申請受付後、審査委員会により補助対象になるか審査を行い、その結果を申請代表者に通知します。 なおこの通知は、補助金の交付を決定するものではなく、研究開発が完了しない場合や適切に実施されない場合は、補助金の交付ができなくなります。 (2)実地調査 開発期間終了後、製品等の完成状況を確認するとともに、開発の評価を行います。
申請に係わる必要書類等	<一般企業支援> 補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を商工振興課工業振興係まで提出してください。 ⑨ 葛飾区新製品・新技術開発費補助金交付申請書（第1号様式） ⑩ 葛飾区新製品・新技術開発事業計画書（第2号様式） ⑪ 会社概要（第3号様式） ⑫ 2企業以上で行う場合は、グループ構成表（第4号様式） ⑬ 法人都民税納税証明書、個人の場合は特別区民税納税証明書 ⑭ その他事業説明に必要な資料 <起業家支援> 創業5年未満の企業で、起業家支援（2/3以内、150万円限度）で申請する場合は、上記<一般企業支援>の書類のほか登記簿の写しなど創業5年未満であることを証明できるもの。 <産学連携支援> 大学・研究機関等と連携して申請する場合は、上記<一般企業支援>の書類のほか業務提携に係わる契約書等の写しなど、連携した開発事業であることを証明できるもの
支払い方法等	・事業完了後、補助金交付請求のうえ、審査を経て交付します。

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・ 2008年：2件、172万円 ・ 2009年：4件、354.8万円 ・ 2010年：2件、247.8万円
応募件数	・ 2008年：2件 ・ 2009年：6件 ・ 2010年：3件
事業予算規模	・ 700万円
パンフ等の有無	・ チラシ有

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・ 特になし
----------	--------

6. 平成23年度の計画・予定等

計画・予定等	・ 変更なし
--------	--------